

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

小牧市長 山下 史守朗

- 1 施行者の名称  
小牧市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
尾張都市計画道路事業3・5・255号北島藤島線
- 3 事業施行期間  
令和6年3月19日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分 小牧市藤島町居屋敷地内  
使用の部分 なし
- 5 縦覧の場所  
小牧市建設部道路課